

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年10月24日（平成28年（行情）諮問第645号）

答申日：平成29年2月20日（平成28年度（行情）答申第739号）

事件名：特定番号で請求人の反論書に記載の特定の主張に対しての審査議事録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東裁（法・諸）特定番号で請求人の反論書に記載された「特定税務署に限らず「立法の趣旨」に則って2週間以内に無申告であることを通知する税務署があるはずだし、なければならない」という主張に対しての審査議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月21日付け東管（総）第284号により東京国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（意見書並びに審査請求書及び意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

法には行政文書が存在するか否かさえ答えずに公開請求を退けることができるという規定はある。これは、求められた文書の存在を明らかにするだけで、保護されなければならない利益が侵害される分野があるという考えから生まれたものである。この規定が何を想定しているか、法の法制化を検討した行政改革委員会の説明によれば、例えば、情報交換したことを明らかにしない約束で他の国と交換された情報、犯罪の内偵捜査に関する情報、特定の個人の病歴に関する情報である。こうした情報は、文書が存在していると答えるだけで国の安全保障や重大な捜査が損なわれたり、個人のプライバシーを侵してしまったりというわけである。

「存在するか否かさえ公表できない」と不開示の理由を述べているが、現実に存在していることを審判所自身が認めている。なお、行政文書開示請求では審査議事録としているが、審査議事の集約されたものが合議体の

議決書といえる。その審査の過程で述べられた結論に至る理由が記述されていなければ、所長が文書審査できないから。

国税審判所の裁決への手続として公表されている資料によっても、法規・審査という手続によって最終的に国税審判所長が文書審査して裁決するとある。

国税審判所から交付された「審判請求よくある質問—Q & A—」の30頁から31頁にかけて次の記載がある。「裁決は国税不服審判所長が合議体の議決に基づいて行います。合議体による議決後、文書審査等を行います。これを法規・審査といいます。そして、この議決に基づき国税不服審判所長が裁決を行います。」。法規・審査とは担当審判官及び通常2名の参加審判員で構成される合議体が行った議決について文書審査等を行う。

合議体の議決書に当然ある議決の理由を吟味して最終的な裁決を所長が判断するのである。

その合議体の議決書には当然、議論されて得た結論や議論の過程で結論に至る理由が記述されているはずである。

審査請求人が提出した反論書や請求人面接で述べた主張については、何らかの議論がされていなければならない。そうでなければ、審判としての要件を欠いてしまうからだ。

そこで、行政文書開示請求書で述べた「特定税務署に限らず立法の趣旨に則って2週間以内に無申告を通知する税務署もあるはずだし、なければならない」という主張は合議体の議決書にはあっても、国税不服審判所長の判断によって「ここで賦課を無効とすると、いままで賦課した処分に関して無申告加算税を返還しなければならなくなる」というおそれから、この請求人の主張に対する理由を全く無視して裁決書を作ったのでないか。

請求人の主張に対して、理由付記のない裁決書は、法令にも最高裁判例にも違反する。国税不服審判所長は、この法令違反がばれるのを恐れて、不開示にしているとしか思えない。

担当の審判官は反論書や請求人面談で請求人の主張について十分把握しているからである。

繰り返しになるが、不開示理由として「存在しているか否かを答えるだけで」とあるが、存在していることを国税審判所自身が認めているではないか。

全く理由にはなっていないので、この不開示の決定を違法として不服申立てをする。

不服の要件は、この「文書があることを審判所自身が認めている」という事実だけで十分であるが、今回の事件は純粹に法令解釈だけの問題であり、開示することが今後の調査の事務に支障を来すなど全く考えられない。

法は原則公開することを前提として作られたもので、訳の分からない理

由で不公開にするなどということは許されない。

不公開はごく例外的なことだけに認められているのだ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の概要等

審査請求人は、東京国税不服審判所長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示請求を行った。

処分庁は、平成28年7月21日付け東管（総）第284号により、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに関示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報と規定している。

「特定税務署に限らず「立法の趣旨」に則って2週間以内に無申告であることを通知する税務署があるはずだし、なければならない」という主張が審査議事録に記載されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると、審査議事録と裁決書の記載内容について比較、検討等されることにより、審判所における主張整理の方法等といった審判所における調査・審理の内容などが明らかとなり、同種の審査請求事件に対して何らかの対応策を講じられるなど今後の審判所の事務に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「今回の事件は純粋に法令解釈だけの問題であり、開示することが今後の調査の事務に支障を来すなど全く考えられない」旨主張する。しかし、上記2で述べたとおり、本件存否情報が明らかになると審査議事録と裁決書の記載内容について比較、検討等されることにより、審判所における主張整理の方法等といった審判所における調査・審理の内容などが明らかとなり、同種の審査請求事件に対して何らかの対応策を講じられるなど今後の審判所の事務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、審査請求人の主張は採用できない。

(2) また、審査請求人は、「審査請求人が提出した反論書や請求人面接で述べた主張については、何らかの議論がされていなければならない」旨主張するが、審判所の審理においては、審査請求人と原処分庁の双方か

ら事実関係や主張を聴き、それらを整理し、その相違点についての判断に主眼を置くところ、課税上、原処分を行うための法律上の要件の判断に影響を与えない事柄に関する主張は、審査請求の審理の対象にならず、主張の全てが審理（議論）されるとは限らない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件存否情報を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年10月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月4日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成29年2月8日 | 審議 |
| ⑤ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条6号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 国税不服審判所（以下「審判所」という。）に対する審査請求（以下「国税関係審査請求」という。）に係る審理等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 審判所では、担当審判官及び参加審判官等を指定し、当該審判官等は、税務署長等が行った課税処分等に不服のある審査請求人（以下「国税関係審査請求人」という。）から提出された審査請求書や税務署長等から提出された答弁書などの主張書面に基いて、争点（課税処分等を行うための法律上の要件に関する国税関係審査請求人及び税務署長等の主張の相違点）を明らかにし、当該争点に関する証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて職権で調査を行い、審理を進め、国税関係審査請求に対する結論を出す。当該結

論を議決といい、担当審判官及び通常2名の参加審判官で構成する合議体構成員の過半数の意見によって決定する。国税不服審判所長は、議決に基づき裁決を行う。

イ 国税関係審査請求に係る調査・審理を行う検討の場である合議は、当初合議（争点の整理、調査方針の策定などを行うもの）、中間合議（調査・審理の進行状況に応じて、適時行うもの）及び最終合議（裁決の基礎となる議決を行うもの）と数回にわたり開催される。

ウ 本件対象文書にいう「審査議事録」という名称のものはないが、上記イの当初合議及び中間合議においては「事件検討表」に、最終合議においては「事件処理経過表」に合議の検討内容（出席者の意見、結論）を記載することとしており、当該「審査議事録」は、これらの書類に記載された検討内容を指すものと判断した。

(2) 開示請求者（審査請求人）が開示を求める「審査議事録」は、国税関係審査請求人の国税関係審査請求における特定の主張に対して、審判所が調査・審理した内容が記載された文書と認められるから、上記(1)ウの諮問庁が説明する「事件検討表」及び「事件処理経過表」（以下、併せて「審査議事録」という。）が、これに該当するものと解される。

(3) 本件開示請求は、「特定税務署に限らず「立法の趣旨」に則って2週間以内に無申告であることを通知する税務署があるはずだし、なければならない」という特定の主張を明示した上で、当該主張に対しての審査議事録の開示を求めるものであり、その存否を答えると、当該主張が審査議事録に記載されている事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

(4) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、課税上の処分を行うための法律上の要件の判断に影響を与えない事柄に関する主張は、国税関係審査請求の審理の対象にならず、主張の全てが審理（議論）されるとは限らない旨を説明するところ、本件存否情報を公にすると、審判所が取り扱う各種の国税に関する法律に係る国税関係審査請求における具体的な主張に関する審判所の対応や考え方が明らかとなることにつながり、そのような特定の主張に関する開示請求が、開示を求める行政文書の名称等が様々に変更されるなどしつつ繰り返されることによって、審判所の考え方等が具体的に浮き彫りになる可能性があることと認められる。そして、その結果、同種の事件において何らかの対応策を講じられるなど、審判所による調査、審理の実施に支障が生じるおそれはないとはいえないと考えられることから、審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の2の説明は、必ずしも否定し難い。

したがって、本件存否情報は法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、

本件対象文書の存否を答えるだけで、同号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子